

平成26年第1回

福井県後期高齢者医療広域連合議会臨時会会議録

平成26年2月20日開会

平成26年2月20日閉会

福井県後期高齢者医療広域連合議会

平成26年第1回福井県後期高齢者医療広域連合議会臨時会会議録索引

議事日程	1
出席議員	1
欠席議員	1
事務局出席職員	1
説明のため出席した者	1
開会宣告	1
広域連合長挨拶	2
開議宣告	3
日程1 議席の指定について	3
日程2 会期の決定について	3
日程3 会議録署名議員の指名について	3
日程4 第1号議案 福井県後期高齢者医療広域連合監査委員の 選任につき議会の同意を求めることについて	3
提案理由説明	
○東村広域連合長	4
採 決	4
挨 拶	
○佐々木監査委員	4
日程5 第2号議案 福井県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の 一部改正について	5
提案理由説明	
○東村広域連合長	5
討 論	
○山川知一郎君	6
採 決	7
広域連合長挨拶	7
閉会宣告	7

平成26年第1回福井県後期高齢者医療広域連合議会臨時会議決事件一覧

番 号	件 名	提出者	上 程 年月日	議 決 年月日	議決結果
第1号議案	福井県後期高齢者医療 広域連合監査委員の選 任につき議会の同意を 求めることについて	広域連合長	26. 2. 20	26. 2. 20	同 意
第2号議案	福井県後期高齢者医療 広域連合後期高齢者医 療に関する条例の一部 改正について	〃	〃	〃	原案可決

平成26年第1回福井県後期高齢者医療広域連合議会臨時会会期及び日程

月 日	曜	時 間	会議	場 所	会議事項
2月20日	木	午後2時30分	本会議	福井県自治会館 多目的ホール	開会、議案上程、討 論、採決、閉会

福井県後期高齢者医療広域連合議会臨時会会議録

平成 26 年 2 月 20 日（木曜日）午後 2 時 30 分開会

平成 26 年 2 月 20 日、平成 26 年第 1 回臨時会が福井県自治会館多目的ホール（議場）に招集されたので、会議を開いた。

21番 南北ちとせ君 22番 東野 栄治君
23番 伊藤 博夫君

○欠席議員（2人）

3番 池尾 正彦君 15番 砂子 三郎君

○議事日程

- 日程 1 議席の指定について
日程 2 会期の決定について
日程 3 会議録署名議員の指名について
日程 4 第 1 号議案 福井県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任につき議会の同意を求めることについて
日程 5 第 2 号議案 福井県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正について

○事務局出席職員

事務局長 上 木 真 吾
事務局次長 野 村 康 人
業務課長 高 倉 勇 治
会計管理者 林 亜 紀
業務課長補佐 渡 邊 三峰子
主 任 小 林 千 英
主 任 原 武 史
係 長 帰 山 康 治

○出席議員（21人）

1番 原 幸雄君 2番 力野 豊君
4番 藤本 悟君 5番 的場 輝夫君
6番 松井 榮治君 7番 藤本 勲君
8番 平岡 忠昭君 9番 末本 幸夫君
10番 三田村輝士君 11番 佐々木富基君
12番 森田 稔君 13番 丸岡 武司君
14番 安井 賢二君 16番 倉田源右エ門君
17番 片矢 修一君 18番 野嶋 祐記君
19番 吉田 琴一君 20番 山川知一郎君

○説明のため出席した者

広域連合長 東 村 新 一 君
副広域連合長 杉 本 博 文 君
副広域連合長 坂 本 憲 男 君

○議長（吉田琴一君） 平成 26 年第 1 回福井県後期高齢者医療広域連合議会臨時会は、本日招集され、出席議員が定足数に達しておりますので、議会は成立しました。
よって、これより開会し、本日の会議を

開きます。

なお、本日の欠席通告議員は、3番 池尾正彦君、15番 砂子三郎君の2名であります。

ここで、広域連合長より発言を求められておりますので、許可します。

連合長。

(広域連合長 東村新一君 登壇)

○広域連合長(東村新一君) 本日ここに、平成26年第1回福井県後期高齢者医療広域連合議会臨時会を招集いたしましたところ、議員各位には公私ともご多忙の中、ご参集を賜り厚く御礼を申し上げます。また、日ごろは、当広域連合の運営につきまして格別のご理解とご協力を賜り、重ねて御礼を申し上げます。

さて、国においては、昨年8月に社会保障制度改革国民会議の報告書がとりまとめられ、後期高齢者医療制度について、現行制度の改善にとどめて継続することとなりました。また、この報告書を踏まえたプログラム法案が12月に可決・成立し、社会保障制度改革が今後実施されることになりました。

現在、国保をはじめとする医療保険等の制度改革については、国と地方の協議の場や社会保障審議会等で具体的な内容が詰められていますが、高齢者はもとより、多くの方々が納得できるものとなるのかどうか注視していく必要があると考えております。

このように、中央では制度のあり方等について議論される一方で、現行制度の運営をあずかる私ども保険者にとっては、制度の安定的な運営を確保することが大きな課題であり、これに関連して、平成26年度及び27年度に適用する保険料率の改定が必要となっております。当広域連合としましては、この改定にあたり、来年度に消費増税が実施される中で被保険者の方の保険料が過度な負担とならないよう考慮し、試算を行ってまいりました。その中から導き出しました平成26年度及び27年度の新保険料率については、後ほどの医療に関する条例改正の提案理由で説明させていただきます。

当広域連合といたしましては、保険者として健全な財政運営を維持するため、これまで以上に市町、県等との連携強化を図り、保険者機能の強化に向けた医療費適正化などの取り組みにも力を入れまして、被保険者の皆さまに信頼され、安心していただける制度運営を続けてまいりたいと考えているところでございます。

議員各位におかれましても、より一層のご理解、ご協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

本日は、監査委員の選任について議会の同意をお願いする人事案件、そして、福井県後期高齢者医療広域連合高齢者医療に関する条例の一部改正についての2つの議案

の提案がございます。十分なるご審議をいただき、何とぞ妥当なるご議決を賜りますようお願い申し上げます。簡単ではございますが、開会にあたりましてのご挨拶とさせていただきます。

(広域連合長 東村新一君 降壇)

○議長(吉田琴一君) 議事に先立ちまして、ここでご報告申し上げます。

県内17市町から選出いただいております当広域連合議会議員のうち、6番 中塚寛君、11番 福田往世君のお二人から当広域連合議会議員を辞職したい旨の願い出がありましたので、地方自治法第126条の規定に基づき、これを受理し、辞職を許可いたしました。

ここで、新しく当広域連合議会議員となられました方々をご紹介します。氏名を事務局から朗読させます。

○事務局員(林亜紀君) それでは、議長に代わりまして、氏名を朗読させていただきます。

松井榮治議員、佐々木富基議員、以上でございます。

○議長(吉田琴一君) なお、このたび新たに選出されました議員の方々につきましては、議事の進行上、ただ今ご着席の議席を仮議席に指定いたします。

本日の議事日程は、お手元に配付いたしました議事日程のとおりと定め、直ちに議事に入ります。

日程1「議席の指定」を行います。

今回新たに当広域連合議会議員に選出されました議員の議席は、会議規則第4条第1項の規定により、議長において指定いたします。議席番号及び氏名を事務局に朗読させます。

○事務局員(林亜紀君) それでは、議長に代わりまして、議席番号及び氏名を朗読させていただきます。

6番 松井榮治議員、11番 佐々木富基議員、以上でございます。

○議長(吉田琴一君) 次に、日程2「会期の決定について」を議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は、本日1日限りとしたいと存じますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(吉田琴一君) ご異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

次に、日程3「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第74条の規定により、21番 坂井市 南北ちとせ君、22番 坂井市 東野栄治君を指名いたします。

次に日程4 第1号議案「福井県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任につき議会の同意を求めることについて」を議題といたします。

地方自治法第117条の規定により佐々

木富基君の退場を求めます。

(11番 佐々木富基君 退場)

○議長(吉田琴一君) 提出者の提案理由の説明を求めます。

連合長。

(広域連合長 東村新一君 登壇)

○広域連合長(東村新一君) ただ今上程されました、第1号議案「福井県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任につき議会の同意を求めること」につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

福井県後期高齢者医療広域連合の監査委員につきましては、当広域連合規約第18条第2項の規定に基づき、広域連合の議会のご同意を得て選任するものでございます。今回、越前市議会から選出されておりました福田往世氏の広域連合議会議員辞職に伴い、越前市議会から選出いただきました佐々木富基氏を監査委員に選任いたしたく、議会のご同意をお願いするものでございます。

佐々木氏は、旧武生市時代、市議会議員として、また、合併後は越前市議会議員、議長としてご活躍され、優れた見識を有され、人格ともに監査委員として適任と考えておりますので、ご同意を賜りますようお願い申し上げます。

(広域連合長 東村新一君 降壇)

○議長(吉田琴一君) 以上で、提案理由の説明は終わりました。

お諮りいたします。本案は、人事に関する案件でありますので、直ちに採決に入りたいと存じますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(吉田琴一君) ご異議なしと認めます。これより採決いたします。

ただ今議題となっております第1号議案について、佐々木富基君を選任することに同意を求められております。これに同意することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(吉田琴一君) ご異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

ここで、佐々木富基君の入場を許可します。

(11番 佐々木富基君 入場)

○議長(吉田琴一君) ただ今監査委員の選任に同意を得られました佐々木富基君から、ご挨拶をいただきます。

(11番 佐々木富基君 登壇)

○監査委員(佐々木富基君) 一言ご挨拶申し上げます。

ただ今議員各位の同意をもって監査委員にご選任いただきまして、厚く御礼申し上げます。

地方自治における監査の重要性を踏まえ、議員各位のご指導をいただきながら、後期高齢者医療制度のしっかりとした運営のため、田本監査委員ともどもこれからの監査をしっかりしてまいりたいと考え

ております。今後ともよろしくお願い申し上げます。

簡単ではございますけれども、就任にあたってのご挨拶といたします。

(11番 佐々木富基君 降壇)

○議長(吉田琴一君) 次に、日程5 第2号議案「福井県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正について」を議題といたします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

連合長。

(広域連合長 東村新一君 登壇)

○広域連合長(東村新一君) ただ今、上程されました第2号議案「福井県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正について」につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

後期高齢者医療制度の保険料率につきましては、「高齢者の医療の確保に関する法律」の規定により、2年ごとに見直すこととなっております。また、その率につきましては、条例で定めることとなっております。

現在、福井県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の第9条において、平成24年度及び25年度の保険料の所得割率、第10条において、同年度の保険料の均等割額を規定しております。現在の保険料率につきましては、均等割額が年額43,700円、所得割率が所得の7.

9%となっております。

来る、平成26年度及び27年度に適用する保険料率につきまして、その間の被保険者数や療養給付費等の伸び、後期高齢者負担率、診療報酬の改定率及び賦課限度額の引上げを加味した上で試算したところ、何の抑制策も講じなければ、均等割額は年額46,500円と2,800円の引上げ、また所得割率は所得の9.02%と1.12ポイントの引上げが必要という結果が得られたところであります。

しかしながら、今後、消費税率の引上げや公的年金の減額等が実施され、被保険者の皆さまの負担が増えることが想定されますことから、できるだけ被保険者の負担を軽減するという考えに立ち、当広域連合とは、これまでの保険料の剰余金である療養給付費等準備基金を活用することにより、保険料率は現行のまま据え置き、適用年度のみ条例の改正をするものでございます。

次に、保険料の賦課限度額の見直しと所得の少ない被保険者の保険料の減額についてでございます。賦課限度額については条例第11条において、また、所得の少ない被保険者の保険料の減額については条例第15条において規定しております。

今回の保険料率の見直しにあたり、保険料の賦課限度額を現行の55万円から57万円へ引き上げること及び低所得者の保険料軽減を拡充することについて高齢者の医

療の確保に関する法律施行令の改正が行われましたので、当広域連合におきましても、施行令にあわせた条例の改正をするものがございます。

なお、改正条例の施行期日は、平成26年4月1日であります。

何とぞ十分なるご審議の上、妥当なるご議決を賜りますようお願い申し上げます。

(広域連合長 東村新一君 降壇)

○議長(吉田琴一君) ただ今説明のありました第2号議案について、質疑を許可します。ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(吉田琴一君) ないようですので、質疑を終結します。次に、討論はありますか。

20番、山川知一郎君。

(議員 山川知一郎君 登壇)

○議員(山川知一郎君) 20番、山川でございます。

ただ今の議案について、反対の討論をいたしたいと思っております。

後期高齢者医療保険制度については、創設時から国民の間で多くの反対意見がございました。現在、わが国の高齢者は、わずかな年金が支給されるだけで、老後の生活にたいへん不安を感じています。その高齢者に、新たに後期高齢者として医療費を負担させることは、その不安をさらに大きくするもので、基本的には、国の責任で後期

高齢者の安心できる医療制度を確立すべきであると考えております。

しかし、制度の存続を前提としながらも、今回、保険料を据え置くことについてはそれなりに評価できます。しかし、根本的に保険料の算定で均等割と所得割を5対5とすることに、何ら合理的な理由はありません。均等割は、低所得者も高所得者も同額であり、低所得者にとっては負担率が高くなる逆進性を持つものであります。このようなことから、何ら合理的な理由のない5対5とするのは止めて、基本的には応能負担とし、所得割で保険料の算定を行うべきであると考えます。

今、政府は、4月から消費増税を行おうとしています。そして、安倍内閣は、この増税分は、全額社会保障費に回すと言っていますが、国民健康保険・後期高齢者医療制度ともに、国庫負担を増やすという議論は全く聞こえてまいりません。私は、消費税引上げそのものにも反対であります、上げるのであれば、増税分は全額社会保障費に回し、後期高齢者医療制度については国庫負担を増やして保険料負担を減らすべきであると考え、ただ今の議案に反対するものであります。

(議員 山川知一郎君 降壇)

○議長(吉田琴一君) ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（吉田琴一君） ほかにないようですので、討論を終結します。

それでは、第2号議案について採決いたします。

お諮りします。第2号議案につきまして、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（吉田琴一君） 起立多数であります。よって、そのように決しました。

以上をもちまして、本日の議事日程はすべて終了いたしました。

ここで、広域連合長より発言の申し出がありますので、これを許可いたします。

連合長。

（広域連合長 東村新一君 登壇）

○広域連合長（東村新一君） 平成26年第1回福井県後期高齢者医療広域連合議会臨時会が閉会されるにあたり、一言御礼を申し上げます。

議員各位には、提案させていただきました各議案について慎重なるご審議をいただき、本日ここに妥当なるご議決を賜りましたことに、厚く御礼申し上げます。

今後も、被保険者の方々をはじめとして、県民の皆さまの一層のご理解を得ながら、後期高齢者医療制度の円滑な運営に努めてまいり所存でございます。議員各位におかれましては、より一層のご指導、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。簡単

ではございますが閉会にあたってのご挨拶といたします。

どうもありがとうございました。

（広域連合長 東村新一君 降壇）

○議長（吉田琴一君） 以上で会議を閉じます。

これをもちまして、平成26年第1回福井県後期高齢者医療広域連合議会臨時会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

午後2時52分閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、本会議の顛末を証するため、
ここに署名する。

福井県後期高齢者医療広域連合議会

議長 吉田 琴一

署名議員 南北 ちとせ

署名議員 東野 栄治